

1. コスモチャイルド保育園 西宮今津園とは

0歳（6か月）から3歳未満の乳幼児を対象とした、19名以下の西宮市小規模保育事業の保育園です。私たちは家庭的で温かな雰囲気のもと、子どもと保護者に寄り添い、共に想いを分かち合い、子どもたちの健やかな成長・発達のお手伝いをしていきたいと考えています。

保 育 理 念

「安全」と「安心」を基本に、
お子様の健全な体（からだ）と心（こころ）を育みます。

保 育 方 針

元気な子

安全でバランスのよい食事の提供、明るく風通しのよい施設環境のもと、生活に必要な基本的習慣を身につけるとともに、健全な体と心を育みます。

優しい子

家庭的な温かさとのびのびした雰囲気の中で、たっぷりの愛情と安心感、信頼感を感じながら、思いやりのある優しい心を育てます。

頑張れる子

保育生活の中で様々な経験を通して、豊かな感性を育て、想像力や思考力の芽生えを支えるとともに、何事にも一生懸命に頑張れる心を育てます。

★1日の保育の流れ

	0歳児		1～2歳児
7:00	順次登園、あいさつ、視診、検温 自由あそび	7:00	順次登園、あいさつ、視診、検温 自由あそび
9:15	おむつ替え	9:15	排泄
9:30	おやつ、水分補給	9:30	おやつ、水分補給
10:00	歌、体操、自由あそび 外遊び（公園・散歩等）	10:00	歌、体操、設定保育 外遊び（公園・散歩等）
10:45	おむつ替え、手洗い、昼食準備		
11:00	給食（離乳食）	11:00	排泄、手洗い、昼食準備
11:30	おむつ替え、絵本、検温	11:15	給食
11:45	お昼寝		排泄、絵本、検温
14:45	起床、検温、おむつ替え、手洗い	12:00	お昼寝
15:00	おやつ、降園準備	14:45	起床、検温、排泄、手洗い、おやつ準備
16:30	順次降園、自由遊び	15:00	おやつ、降園準備
19:00	閉園	16:30	順次降園、自由遊び
		19:00	閉園

★年間行事

4月	入園・進級おめでとうの会	10月	自然物で遊ぶ
5月	子どもの日のお祝い	11月	運動会
6月	歯科健診	12月	クリスマス会
7月	七夕参観、内科健診（前期）	1月	お正月あそびの会、内科健診（後期）
8月	野菜の収穫	2月	節分のつどい
9月	お月見の会	3月	ひな祭り会、卒園・修了おめでとうの会

※毎月、身体測定及び誕生会、避難訓練を実施します。

※行事は感染症防止や園の都合により変更・中止となる場合があります。

2. 施設の運営主体

名称	しんきエンジェルハート株式会社
所在地	姫路市北条口1丁目17番地
電話番号	079-223-1115
代表者氏名	代表取締役社長 井村 在宏

3. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業
施設の名称	コスモチャイルド保育園 西宮今津園
開設年月日	平成29年4月1日
施設の所在地	西宮市津門川町12-25 プレサンスロジェ西宮今津1F
連絡先	電話番号：0798-31-1210 FAX：0798-31-1211
管理者	園長 筒井 裕子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
利用定員	満1歳未満の児童 2人 満1歳以上満3歳未満の児童 17人

4. サービスの目的・運営方針

コスモチャイルド保育園 西宮今津園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

5. 当園における施設・設備等の概要

- （1）施設 構造：鉄筋コンクリート造 延べ面積 147.62㎡
- （2）主な設備

設備	部屋数	設備	部屋数
乳児室	1室	便所	1室（3カ所）
保育室	1室	事務室（医務スペース）	1室
調理室	1室	倉庫	1室

6. 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	保有資格
園長	1	1		保育士資格
チーフ保育士	1	1		保育士資格
保育士	5	5		保育士資格
保育補助	3		3	保育士資格
調理員	2	1	1	調理師又は栄養士免許

7. 保育を提供する日

開園日：月曜日から土曜日

休園日：日曜日及び祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

8. 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(3) 延長保育

保育標準時間認定及び保育短時間認定に関わらず、7 時 00 分から 19 時 00 分までの開園時間内で延長保育を利用することができます。但し、利用時間に応じて別途費用が必要です。延長保育をご利用の場合は、前月 15 日までに、別途「延長保育利用申込書」をご提出願います。

9. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育の提供…上記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供…児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時 00 分頃
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時 00 分頃
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時 00 分頃

※ 毎月、献立表をお渡しします。食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10. 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

なお、西宮市が定める保育料について下記をご確認ください。

① 3 歳児以上、及び 0 歳から 2 歳児の「市民税非課税世帯」の園児にかかる保育料は無償となります。

② 保育料の日割り返還については、次のいずれかの場合のみ適用となります。

- ・ 月途中退所の場合
- ・ 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める要件に該当し、保育園が保育の提供が行えない場合

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

入園時にご購入いただくもの	内容、負担を求める理由、目的	価格
カラー帽子	園外活動で使用するため	1,080 円
連絡袋	園と保護者との連携のため	270 円
年度毎にご負担いただくもの	内容、負担を求める理由、目的	価格
日本スポーツ振興センター共済掛金	共済掛金に係る利用者負担額	(一般) 210 円 (要保護) 24 円
毎月ご負担いただくもの（希望者のみ）	内容、負担を求める理由、目的	価格
絵本（月 1 冊）	月間絵本購入に要する経費	実費
レンタルシーツ布団代	シーツ及び布団レンタルに要する経費	1,200 円

※ 「価格」は時価のため、年度によって変更する可能性があります。

※ その他、行事に係る費用等が発生する場合は、事前に保護者に説明・同意の上、徴収します。

(3) 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）

- ① 保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方

利用頻度	料金
1 回利用の場合	500 円/回
1 ヲ月利用の場合	3,000 円/月

- ② 保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方

利用頻度	料金
1 回利用の場合	300 円/回
1 ヲ月利用の場合	3,000 円/回

11. 利用の終了に関する事項

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達した時点から最初の年度末(3月31日)を迎えたとき
(2) 支給認定保護者が退園を申し出たとき
(3) 児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

医療機関・医院長の名称	日野小児科内科医院 日野利治
所在地	西宮市久保町 10-26-104
電話番号	0798-35-1003

13. 嘱託歯科医

医療機関・医院長の名称	すがしま歯科 菅島 正行
所在地	西宮市浜松原町 21-1 ダイエー西宮店 1F
電話番号	0798-38-8739

14. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医及び事前に保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	窓口担当者 井上 めぐみ（職名：チーフ） ご利用時間 9：00～18：00 連絡先 電話 0798-31-1210 FAX 0798-31-1211
しんきエンジェルハート 本社ご利用相談窓口	窓口担当者 吉川 敏子 ご利用時間 9：00～18：00 連絡先 電話 079-223-1115 FAX 079-240-5405

16. 非常災害時、防犯・事故防止の対策

対応方法	別途定める、消防計画・危機管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備・防犯設備	・自動火災報知機 ・消火器 ・誘導灯 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・玄関出入り口電気錠
避難・消火訓練	通報訓練は年2回、避難訓練・消火訓練は年12回実施します。

17. 虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改定により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く・蹴る・物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）与えるような関わりは虐待となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあったような場合等は、保育園は市へ通告をする義務があります。

当園では子どもの人権擁護・児童虐待法の啓発普及するための研修等を職員に対し実施しています。

18、利用乳幼児者に対し他の保険の種類、保険事項、保険金額

保険の種類	保障・賠償内容
傷害・賠償責任保険	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 ・在園児の保育園での怪我・事故等に対する保障 ・詳しくは、別紙の保険の案内をご確認ください。
火災保険	火災・地震等災害に対する保険・建物等破損させた場合の借家人賠償
賠償責任保険	生産物により障害を負った場合・財物等を破損させた場合の賠償 【施設】1 事故につき 10 億円 【生産物】1 事故につき 10 億円、保険期間中 10 億円

19、当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

こ入園にあたって



1. 入園時に保護者の方にご用意いただく生活品

園生活に必要な生活品について各自でご用意をお願いいたします。

○毎日持ってくるもの		
○カバン	持ちものが入る大きさのカバン。市販のもので結構です。	
○連絡ノート	園指定	※お子様の様子を毎日ご記入ください。
○連絡袋	園指定	
○手ふきタオル	1 枚	※引っかけ紐をつけてください。
○食事用エプロン	1 枚	※ボックスに予備を 1 枚入れてください
○水筒	250～300cc 程度の常温のお茶を入れてください。	
○ボックスに入れておくもの		
○おむつ	6～8 枚 ★サブスクを利用する場合は持参不要です。	※1 枚ずつ名前をご記入ください。
○洗濯物入れ（レジ袋）	1 束（約 20 枚）	※1 枚ずつ名前をご記入ください。
○着替え一式（肌着を含む）	2 組	※園での着替え用にご準備ください。
○その他		
★カラー帽子	園指定	※週末に洗濯してください。

※持ち物すべてに分かりやすく名前をご記入ください。靴・靴下にもお願いします。

※園内に私物の玩具を持ち込まないようにお願いします。

2. 昼食等について

給食について	・園で独自の献立を基に、給食を提供します。 ・調理員（調理師または栄養士）が自園調理します。 ・離乳食や食事の進み具合については、入園の際に詳しくお話を伺います。また、事前に献立表をお渡ししますので、材料を確認の上、食べたことがないものは必ずご家庭で口にして頂くようにお願いします。
アレルギー等への対応	・使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがございましたら、事前にご連絡下さい。「アレルギー等個別対応計画書」に基づき、ご相談の上、除去するなどの対応を取らせて頂きます。 （例）卵・牛乳・カニ等 ※但し、アレルギーの状態によって、お弁当を持参頂く場合もあります。

3. 保育料の支払方法等

保育料及び延長保育料の納入は、預金口座振替にてお支払いいただきます。当月分のご請求を10日頃にお知らせし、27日頃にご指定の口座から引き落としさせていただきます。領収書は、通帳への記帳をもってかえさせていただきます。なお、領収書が必要な場合は、保育園にご相談ください。

4. 健康診断等について

- ①お子様の健康維持管理のため、内科健診を年2回、歯科健診を年1回行います。
- ②身体測定を毎月1回行います。結果は連絡ノートの表紙裏面に記載いたします。

5. 機密の保持

保育園と保育園の全ての職員は、保育を提供する上で知り得た、児童、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

6. 遵守、承諾事項

- ①保育園の保育方針にご理解を頂き、保育開始時刻、終了時刻を始めとする保育園運営についての規則を守り、保育園の指示に従うことに同意頂きます。
- ②他の保護者の方との協調にご努力いただき、保護者間で発生した問題については、保護者間で解決して下さい。保育園は保護者間の問題について一切関与いたしません。

諸 注 意

保育園のご利用に際し、留意していただきたいこと。

① 欠席・遅刻の場合	・当日の登園予定時間までに電話連絡をしてください。
② 延長保育の利用	・お迎えの時間は必ずお守りください。延長保育が必要な場合は、別途申請が必要となりますので、手続きをお願いいたします。 ・日割りでの早朝延長保育の申込は、前日まで、夕方の延長保育の申込は、当日の 17 時 30 分までにご連絡をお願いします。
③ 毎朝の体調等の確認	・登園時にお子様の健康状態をお伝え下さい。（機嫌・食欲・便の状態・体温など）また、ご自宅で薬の服用があった場合もどんな薬を服用しているかお伝えください。（風邪薬、下痢止め等） ・いつもと違うことがあった場合（前日の発熱、下痢、怪我、あざ、通院等）は必ずお知らせください。 ・登園後にお子様の怪我やあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。 ・当日朝に熱が 37.5℃以上ある場合には、ご自宅で保育をお願いします。
④ 保育中の病気	・朝、元気に登園されたお子様でも、急に具合が悪くなる場合があります。発熱・嘔吐・下痢・顔色が悪い・機嫌が悪い等、園生活がつらそうな場合は保護者の方に連絡いたします。 ・健康状態に異常が感じられる場合（熱が 37.5℃を超えた場合等）には、ご連絡の上、お迎えをお願いすることもありますので、その際はご協力の程よろしくをお願いいたします。
⑤ 感染症について	★以下の感染症にかかった場合は、<u>かかりつけ医師の「登園可能証明書」、かつ保護者が記入する「登園届」</u>をご提出の上、再登園手続きをとって頂きます。 麻疹（はしか）・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・風しん・水痘（みずぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎・ ★以下の感染症にかかった場合は、<u>医師の診断に従い保護者が記入する「登園届」</u>をご提出の上、再登園手続きをとって頂きます。 溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）・ヘルパンギーナ・RS ウイルス感染症・带状疱疹・突発性発疹 ※医師の登園許可を頂いて登園されても、<u>再びぶり返しの症状が出た時は、お迎えをお願いする場合</u>もございます。ご了承の程、よろしくお願いいたします。 ※感染症の流行時、感染症の拡大を防ぐため、保護者のお仕事がお休みの場合は、出来るだけ家庭内保育にご協力をお願いいたします。
⑥ 投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。 1 日 3 回の投薬の場合、医師に保育園に通園している旨を相談し、1 日 2 回の投薬で済むような薬の処方をしていただけるよう、お願いいたします。どうしても必要な場合は、保育士にご相談の上、「連絡（与薬）票」のご提出をお願いいたします。